第145回秋田県種苗交換会大仙市協賛会 植木苗木市出店募集要項

第145回秋田県種苗交換会における植木苗木市の募集及び出店条件等については、 この要項の定めるところによる。

1 募集内容

(1) 申込条件

植木、苗木及び草花等を販売する目的で、会期中(令和4年10月29日~11月4日)の全ての日に出店できる方。ただし、外小間・大仙市農工商フェア及び農業 関連団体等参考展示出展のいずれかとの重複申し込みは受け付けない。

(2) 申込区分

植木苗木協会会員

2 申込方法

出店希望者は、下記の様式に必要事項を記入し、第145回秋田県種苗交換会大仙 市協賛会(以下「協賛会」という)に持参または郵送するものとする。必要書類が不 足の場合は受理できない。なお、電話による申請は受け付けない。

(1) 必要書類

ア 出店申込書 様式第 2 号(植木苗木市出店)

イ 誓約書 様式第 6 号(共通)

ウ 出店(展)責任者名簿 様式第 7 号(共通)

工 営業補助者表 様式第 8 号(共通)

才 営業補助者名簿 様式第 9 号(共通)

カ 同意書 様式第10号(共通)※未成年が従事する場合、要提出

キ 証明用写真 出店(展)責任者、営業補助者

各2枚(縦3.0cm 横2.4cm) 裏面に氏名記入

ク その他提出書類

出店(展)責任者、営業補助者全員の次のいずれかの書類の写しを提出すること。

- ① 運転免許証(裏面の備考欄に記載がある者は両面)
- ② 個人番号 (マイナンバー) カード (表面のみ)
- ③ 住民票(個人番号の記載のないもの)

(2) 申込先

 $\mp 014 - 8601$

秋田県大仙市大曲花園町1番1号

第145回秋田県種苗交換会大仙市協賛会事務局

電話 0187-73-6822 FAX 0187-73-6823

(3) 申込期間

令和4年7月1日(金)~7月25日(月)

※持参の場合、土・日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで。

3 出店条件等

- (1) 出店期間 令和4年10月29日(土)~11月4日(金)
- (2) 出店時間 午前9時~午後4時(最終日の11月4日は正午まで)
- (3) 出店場所 「大曲の花火」公園(雄物川河川敷)の協賛会指定の区域
- (4) 小間割 植木苗木市出店区画の小間割は、協賛会の指定した条件 で植木苗木協会が行う。

なお、決定した小間割は、協賛会に届け出ること。

- (5) 出店料 植木苗木協会と、協賛会が協議して決定する。
- (6) 出店説明会 後日、協賛会から通知する。
- (7) 出店準備等 協賛会は小間割及び事前に申し込みのあった追加設備の設置を行 う。出店者はテント設備等の設置・固定などの出店準備について行う こと。

小間の準備・撤去及び物品の搬入・搬出については次のとおりとする。

【小間の準備・撤去】

- ・準備・・・10月20日(木)~26日(水)まで 午前9時~午後4時30分までに完了すること。
- ・撤去・・・11月4日(金) 午後1時~午後4時30分までに完了すること。

【物品の搬入・搬出】

10月29日(土)~11月4日(金)

午前6時30分~午前8時30分までに完了すること。

(8) 出店料及び追加設備料について

協賛会の指定する口座に指定の期日までに納入すること。

4 出店許可等

- (1) 出店の許可については、書類の内容を審査した後、出店料の納入を確認したうえで「出店許可証」を発行する。なお、「出店許可証」の再発行はしない。
- (2) 申込内容と異なる出店を行った場合は、出店を取り消す。
- (3) 小間の転売、転貸、名義貸し及び虚偽の申込等の不正ならびに不法行為を行った場合は、出店を取り消す。
- (4) 出店期間中は、「出店許可証」を客から見えやすい場所に掲示するとともに、協 賛会が発行する「出店(展)責任者証」、「営業補助者証」を常に着用すること。 なお、「出店許可証」の掲示、または「出店(展)責任者証」、もしくは「営業補 助者証」の着用がない場合、出店を取り消す。

- (5) 「出店許可証」は、第145回秋田県種苗交換会植木苗木市出店を許可するものであり、次回以降の植木苗木市出店を許可するものではない。
- (6) 出店に必要な関係機関への許可申請・届け出等は出店者が行うこと。
- (7) 小間割の変更の申し出は受け付けない。また、小間の利用にあたっては、割り当てられた区画内で営業すること。
- (8) 出店(展)責任者または営業補助者(以下、出店者等という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、出店を認めない。また、出店を認めた後でも出店を取り消す。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が、経営を支配していると認められるとき。
 - ウ 暴力団又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - エ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接 的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不正に利用するなどしているとき。
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5 その他留意事項

- (1) 出店者等は、協賛会、警察、消防及び保健所の指示等に従うこと。
- (2) 会場における出店準備は、協賛会が指定する日時に行うこと。
- (3) 出店準備、撤去時及び会期中は、会場内の設備・備品を破損または紛失しないよう、出店者の責任において必要な防護措置を講ずること。なお、破損または紛失した場合は、出店者の負担で修理または弁償すること。
- (4) 小間内にテント設備等を設置する場合は、おもり等を用いて固定すること。
- (5) 災害、盗難、出店取消し等による損害及び出店者等の過失における事故について、協賛会は一切の責任を負わない。
- (6) 参観者とのトラブル及び出店者等間のトラブルをおこさないこと。また、迷惑行 為及び暴力行為をしないこと。
- (7) 出店者等は、会場内において飲酒及び賭博その他類似行為をしてはならない。
- (8) 商品の販売価格は、市販価格を基準とした適正な価格設定とし、消費税額(地方消費税を含む)を含めた価格(税込価格)を表示すること。
- (9) 食品を取り扱う場合は、衛生管理を徹底すること。
- (10) 自家用発電機の使用は認めない。
- (11) 申込以上の電気容量の使用や、ソケット等で口数を増やすことは禁止とする。
- (12) 火気を使用する場合は、必ず業務用消火器(新規格)を備え付けること。

- (13) 小間店舗の装飾は、通路へのはみだしを禁止するとともに、種苗交換会会場全体の美観に配慮すること。また、隣接する小間及び周辺住民への迷惑となる騒音を出すことは禁止する。
- (14) 小間の清掃及びごみの処理は、出店者等が行うこと。また、ごみの処理は協賛会が指定する分別方法により適正に処理すること。
- (15) 指定場所以外への駐車は禁止する。
- (16) 指定場所へ駐車する車両には、協賛会が発行する「駐車許可証」を提示すること。「駐車許可証」は再発行しない。
- (17)諸事情により第145回秋田県種苗交換会が縮小・中止となり、一切出店できなくなった場合のみ、出店料を返金する。ただし、出店に係る材料費等については自己負担とする。なお、出店料納入後、自己都合による出店キャンセル及び会期中の縮小・中止の場合は返金しない。
- (18) 感染症拡大を予防するため、協賛会が定める指示に従うこと。特に、対面する 場所ではフェイスシールドまたはマスクを着用し、ビニールカーテンで遮る等、 飛沫防止に努め、小間内は随時、設備や物品の消毒・清掃を行うこと。
- (19) 未成年(18歳未満)が従事する場合は、同意書を提出すること。

6 個人情報の取り扱いについて

出店申込にかかる個人情報の取り扱いについては、協賛会が別に定める第145回秋 田県種苗交換会出店(展)募集における個人情報の取り扱いに基づいて管理する。